

はじめに

ここに定める「北方町立北方中学校 いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第13条、及び、平成29年3月14日の「国の基本方針の改訂」、平成29年8月22日の「県の基本方針の改訂」を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策を示すものです。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、「いじめは、どの子にも起こりうる」という認識をした上で、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応、ならびに重大事態への対処を行っていきます。また、先の「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が定められていることを受け、学校とPTAが協力して未然防止・早期発見・早期対応を進めるために、保護者としての役割についても明記することとしました。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要です。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺状況等を客観的に確認する必要があります。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた生徒の心に寄り添うことも必要です。ここでいう「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わる

ものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにします。

(2) 基本認識

学校教育全体を通して、下記の内容を十分に理解し、いじめの防止等に当たります。

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ② 「いじめは絶対に許されない行為である」
「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」
「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくい」
「いじめは、自分からは言いづらいもの」
- ③ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、下記のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめ問題に対する学校の構え

- ① 学校の教育活動全体を通じて、人間尊重の気風みなぎる学校づくり、すなわち、すべての生徒が安心して生活し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することで、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを推進します。
- ② すべての教職員は、ささいな兆候であっても、いじめを疑い、早い段階からの確に生徒とかかわりをもつことで状況把握に努めるとともに、保護者や地域の方からの情報も求めていくことで、いじめを積極的に認知していきます。
- ③ いじめを発見または相談を受けた場合には、直ちに被害生徒や情報提供生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、加害生徒からも事実確認し適切な指導をします。そのために、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校全体で組織的に対処します。なお、いじめが“解消している”状態とは、⑦いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、④被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件を満たしている場合とします。
- ④ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なもの

や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることがあります。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応するようにします。

(5) 保護者等の責務等

- ①保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ②保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する。
- ③学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 北方中学校の教職員 3つの宣言

◇先生たちは、価値あることに一生懸命がんばる姿を全力で応援します。
◇がんばる仲間の足をひっぱる生徒がいる場合は、先生たちは、みんなで指導します。
◇困ったことが起きたら、どの先生でも相談に乗ります。一番相談しやすい先生に相談してください。
先生たちは、すぐに対応します。

(2) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ①生徒一人一人が「できた」「わかった」という達成感を得られる教科指導を進めます。
- ②「よりよい個人がよりよい集団を形成する。よりよき集団はよりよき個人を育成する。」という視点で、個と集団を鍛える学級経営をします。すなわち、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるように、よさを認め合う学級経営をします。
- ③学年や学級の中で、仲間から承認されることによる存在感や所属感、集団の中における自己有用感が育まれるよう、一人一役の係活動や行事の取組等を大切にされた指導をします。
- ④仲間の変容や自分たちの成長を確かめ合うことで、行動の姿や思いを価値付け・方向付ける指導を大切にしていくなかで、他に対する思いやりの心や善悪の判断ができる力を育む指導をします。
- ⑤教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導します。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ①一人一人の生徒に豊かな心が育まれるよう、子どもサミット、SKR活動、生徒会活動、MSJリーダーズなどのボランティア活動等の、心にひびく豊かな体験活動を充実させていきます。
- ②一人一人の生徒に生命を大切にできる心や他を思いやる心、確かな規範意識等が育まれるよう、道徳の時間を核とした道徳教育を進めます。
- ③生徒一人一人が差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わりあうことができるよう、「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。
- ④行為の奥にある心情を理解することに努め、生徒の気持ちに寄り添う教育相談を進めます。

(4) すべての教育活動を通じた指導

- ①校訓「汗無限」に込められた精神を受け継ぎ、諸活動に精一杯に取り組む教育を進めます。

- ②仲間の思いから学んだり、活動の振り返りをしたりする帰りの会や学級活動の時間を大切にすることで、生徒に自己存在感を与え、共感的な人間関係を育むことを進めます。
- ③仲間のよさを学ぶことを大切に、互いに切磋琢磨しながら、より価値のある生き方が選択できるよう、3年間を見通した進路指導を進めます。

(5) 生徒を取り巻く社会環境に潜む問題への認識を深める指導の充実

- ①生徒を取り巻く社会環境の変化を敏感にとらえ、情報モラルを中心とした指導を計画的に進めます。
- ②スマートフォンや音楽機器、ゲーム機等の利用など、ネット環境の進展で起きている生徒指導上の問題などについて、教職員が危機意識と十分な知識がもてるよう計画的な研修を進めます。
- ③インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実させます。

(6) 特に配慮が必要な生徒への対応

発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うようにし、いじめの未然防止に努めます。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ①いじめの未然防止、いじめ問題の早期発見のために、「心のアンケート(毎月)」「いじめアンケート(年3回)」「Q U検査(年2回)」を実施します。アンケート結果については、可及的速やかに全職員で共通理解できるようにします。
- ②授業中や休み時間、部活動等、日常生活において、生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かします。
- ③保護者や地域など、様々な機関からの情報把握に努めます。
- ④学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整えます。
- ⑤週1回の「打ち合わせ」の機会を利用し、具体的な事案等を報告して全教職員が共通理解を図って、生徒の様子を把握します。
- ⑥年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「学校いじめ防止等対策推進会議(後述)」で調査結果を確認し、必要な対策を検討します。

(2) 教育相談の充実

- ①教職員は、受容的かつ共感的な態度で、生徒からの相談を聞くことを大切にして教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係を築く機会をとらえ、日頃から生徒理解に努めます。
- ②問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易な判断や勝手な思い込みをせず、学年主任や生徒指導主事、管理職に報告・相談の上、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相

談に当たります。

- ③学校は、定期的に行う学年会や毎週行う主任会において、各学級・学年の生徒の様子を交流することを通して生徒理解を図るとともに、毎週の打ち合わせにおいても生徒に関する情報交換をします。
- ④教育相談週間において、「心のアンケート」や「いじめアンケート」をもとに、全生徒と二者懇談を実施します。
- ⑤定期的に教育相談委員会を実施してサポート体制を構築するとともに、町教育委員会の担当者や関係諸機関とも連携を図ります。

(3)教職員の研修の充実

- ①年度当初の職員会や「打ち合わせ」の機会を利用し、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させます
- ②いじめ問題に関する研修は、食物アレルギー、情報モラル、発達障がい、教職員倫理等と並ぶ喫緊の重要課題ととらえ、年間を通じて計画的に研修を進めます。
- ③いじめの事案を含む生徒の人間関係に関わる問題については、全教職員間で情報を共有するとともに、そうした事例を通して学ぶことのできる教訓についての理解を深めるよう努めます。

(4)保護者との協力体制の確立

- ①PTA総会等を通していじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等の啓発に努めます。
- ②生徒の努力の様子や気になること等について、懇談時だけではなく日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にします。
- ③いじめ問題や情報モラル等について、生徒と保護者が話し合う機会を設けるなど、共通認識がもてるよう努めます。
- ④学校の基本方針は、PTA総会資料に掲載し、PTA総会の場で周知に努めます。
- ⑤いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて、一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。そのために、保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努めます。

(5)関係機関等との連携

- ①いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から北方町教育委員会、岐阜県教育委員会(いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員など)や警察、子ども相談センター、主任児童委員、学校運営協議会委員等との連携を大切にします。また、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努めます。
- ②インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて、警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に対応するため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置します。この組織が重大事態の調査も行い，その場合には，必ず学校職員以外の委員を含むものとします。

学校職員：校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭，該当学級担任 等
 学校職員以外：PTA会長，学校運営協議会委員，スクールカウンセラー，スクール相談員，民生児童委員，
 北方町教育委員会担当者，いじめ不登校等未然防止アドバイザー，暴力行為等防止支援員 等

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 学校だより，Webページ等による「方針」等の発信 職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） 「心のアンケート（記名式）」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「方針」の確認 情報モラル講演会の講演依頼
5	<ul style="list-style-type: none"> 校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（主任会での情報交流は随時行う） 「心のアンケート」実施 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会等で「方針」説明 いじめ未然防止に向けた学年朝の会（学年集会） 「心のアンケート（記名式）」，「いじめアンケート（記名式）」の実施 教育相談週間の実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> QU検査の実施 三者懇談の実施 校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 「心のアンケート（記名式）」実施 夏休み前集会の実施（問題行動の未然防止，情報モラル教育） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回県いじめ調査 夏休みの生活配付
8	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） QU検査の見方（職員研修） 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中の指導
9	<ul style="list-style-type: none"> 「心のアンケート（記名式）」実施 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 三者懇談 情報モラルアンケートの実施 「心のアンケート（記名式）」「いじめアンケート（記名式）」の実施 校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（前期の取組の評価） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間の実施 	

11	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・情報モラル講演会の実施 ・学級懇談会(情報モラルについて)の実施 ・「心のアンケート(記名式)」実施 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(生徒会の情報モラル・いじめ防止対策の発表) ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・「心のアンケート(記名式)」実施 ・冬休み前集会の実施(問題行動の未然防止, 情報モラル教育) 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画 ・「心のアンケート(記名式)」実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統を引き継ぐ会(生徒会の取組のまとめ) ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学校運営協議会 ・「心のアンケート(記名式)」, 「いじめアンケート(記名式)」実施 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・「心のアンケート(記名式)」実施 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

(1) 組織対応

いじめの訴えがあった場合、学校は最優先課題としてとらえて「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

(2) 対応の重点

- ① 学校は中立の立場で事実を確認し、聞き取り内容の相違点・共通点を明らかにし、指導方針を立てた上で可及的速やかに解決できるよう努めます。その際、いじめの当事者になったと思われる生徒・保護者には、原則その日の内に来校していただくよう依頼します。
- ② 「学校いじめ防止等対策推進会議」で立てた方針のもと、訴えや情報提供があった場合は、速やかに事実確認並びに指導を行うようにします。
- ③ 必要に応じて教育委員会等とも連携し、問題の解決に当たります。
- ④ 保護者との連携の下、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取組を行います。
- ⑥ いじめをした生徒に対しては、保護者とも協力しながらその後の生活の様子を見守りつつ声かけに努め、

集団の中での所属感や自己肯定感が培われるよう指導を継続します。

(3) 大まかな対応順序

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定（学校いじめ防止等対策推進会議の開催）
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥いじめを受けた生徒の保護者への報告（指導内容及び経過の見守りと継続的な支援策について）
- ⑦いじめた生徒の保護者への報告と指導への協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）

7 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、「6 いじめ問題発生時・発見時の初期対応」の内容に加えて、下記の対応を取ります。

- (1) 北方町教育委員会へ速やかに第一報入れる。
- (2) 教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- (3) 上記調査の結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 学校評価における留意事項

学校評価の実施に当たっては、いじめ問題に対応する学校の取組に関する評価項目（早期発見の取組、再発防止の取組）を設け、対応の改善に役立てます。

9 資料の保管

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、アンケート用紙などの一次資料は生徒が中学校に在籍する期間中は保存します。また、聴取結果を記録した文書やデジタルデータ等の二次資料については、保存期間を5年間とします。